

カンガルー保険

幼児・児童・生徒総合補償制度のご案内（団体総合生活保険）

ケガだけでなく、万が一お子さまが
思いがけない事故やトラブルに
巻き込まれた際の備えは十分ですか？

保険料
約40%割引！



自転車条例に対応

個人賠償責任

お子さまが自転車で他人にケガをさせたり、学校から借りているタブレット端末や友だちの持ち物を壊してしまった時など、法律上の損害賠償額を国内3億円、国外1億円を限度に補償します。



SNSでの誹謗中傷

弁護士費用等（人格権侵害等）

ケガをさせられたり、SNSで誹謗中傷をされた時など、弁護士への相談費用等を最大300万まで補償します。



不審者・ストーカー

トラブル対策費用

ストーカー被害やいじめなどのトラブルにあった時、防犯対策費やカウンセリング費などを最大20万まで補償します。

※補償内容はご選択いただくタイプにより異なります。



海上商事HP

放課後、休日も
24時間補償対象

卒業年度まで自動更新のため、更新しない場合はお手続きが必要です。

・加入対象者

①全国国立大学附属学校園に在籍の幼児・児童・生徒（入園・入学手続きを終えた方を含みます。）
(被保険者ご本人
保険の対象となる方ご本人)

②本制度にご加入いただいた上記①のきょうだいで、公・私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に通われている幼児・児童・生徒（ご加入時に満3才から満18才以下の方に限ります。）

・保険期間

2026年4月1日 午後4時より2027年4月1日 午後4時までの1年間

・申込締切日

2026年3月31日(火) ※自動更新の変更手続締切日はP.8をご確認ください。

・保険料引落日

2026年6月29日(月)

・中途加入

随时受付可！ 当日のお手続きで最速翌日から補償スタート！

ご加入内容に関する大切なお知らせ

*現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、上記申込締切日までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

ご加入内容をご確認ください。

今回ご加入いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP.14のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

お問合せ先【取扱代理店】

海上商事株式会社

TEL : 0120-745-748 (カンガルー保険専用フリーダイヤル) 平日9:30 ~ 17:30

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビルディング

一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会 <http://www.zenfuren.org>

全 附 連

検索

こんなとき保険金をお支払いします

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償内容」をご覧ください。
※下記補償は、「弁護士費用等（人格権侵害等）」「トラブル対策費用」を除いて全て国内外補償となります。賠償責任
任補償の示談交渉は国内での事故に限ります。



個人賠償責任補償

示談交渉付帯！（国内のみ）

お子さまやそのご家族が他人に損害を与えた場合

日本国内外を問わず右記のような日常生活における偶然な事故（自転車による事故も含みます）により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）＊1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。お子さまご本人だけでなく、ご家族（同居の親族等）＊2も保険の対象になります。

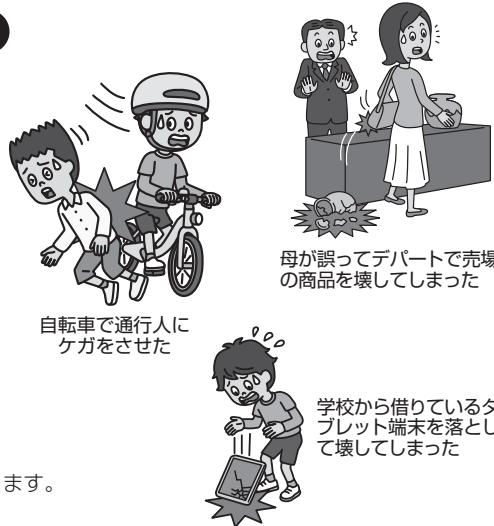
*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は受託品に含まれません。

*2 詳細はP.9「保険の対象となる方（被保険者）の範囲」をご参照ください。

※同じスポーツをプレー中の者に対する法律上の賠償責任は通常発生しません。また、被保険者が法律上の賠償責任を負わない場合は補償の対象なりません。

※自動車・バイクなどの所有・使用による賠償事故は対象となります。

※示談交渉は、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限ります。



ケガの補償

熱中症も対象

お子さまがケガをした場合

医療費負担にかかわらず

入院・通院1日目からお支払いします。／

日本国内外を問わず以下のような「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガまたは熱中症で①通院をされたとき②入院をされたとき③手術をされたとき④亡くなられたとき⑤後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。

学校園内でのケガはもちろん、ご自宅に帰ってからや休日のケガも対象になります。



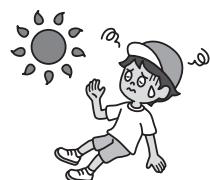
校内で階段を踏みはずした



通学中に車にはねられた



自転車で転んでケガをした



部活動で熱中症になってしまった

病気の補償

TA・SS・Aタイプ／旧S・ZTA・Z1・Z2タイプ

日本国内外を問わずお子さまが病気になられた場合

／病気入院を1泊2日から補償します。／

①お子さまの病気の治療のための1泊2日以上の入院を補償します。ただし、同一の病気による入院＊1に対しては60日が限度となります。

②お子さまが病気の治療のため所定の手術＊2を受けた場合、または放射線治療＊3を受けた場合に保険金をお支払いします。

＊1 次に該当する場合は、後の入院は前の入院と異なるものとみなします。

・入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再びその疾病的入院治療が必要となったとき。

＊2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして＊4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

＊3 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

＊4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

育英費用

TA・SSタイプ／旧ZTA・Z1・Z2タイプ

扶養者の方に万が一のことがあった場合（あらかじめ扶養者＊1の方を指定していただきます。）

扶養者にケガや熱中症による死亡・重度後遺障害が生じた場合に、保険金（一時金）をお支払いします。

＊1 原則として、被保険者の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方。

きょうだいプランの加入条件

・本制度にご加入いただいた全国国立大学附属学校園に在籍の幼児・児童・生徒のごきょうだいで、公私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に通われている幼児・児童・生徒が対象になります。(ご加入時に満3歳から満18歳以下の方に限ります。)

弁護士費用等（人格権侵害等）

TA・SSタイプ／旧Sタイプ

お子さまやお子さまと同居のご家族が被害事故にあった場合

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合や、名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為、いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合に負担した弁護士費用や法律相談費用をお支払いします。

例えば…
・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないで、損害賠償請求したい。
・電車内で痴漢され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

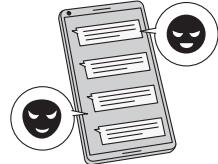
※P.15に相談ダイヤルを記載していますのでご覧ください。

※詳細はP.12をご覧ください。

トラブル対策費用

TA・SSタイプ／旧Sタイプ

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合に、防犯対策グッズの購入、転校やカウンセリングに要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。



例えば…
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になったため、子どもにカウンセリングを受けさせたい。
・連日ストーカー行為を受けるので、護身用のグッズを購入したい。

※詳細はP.13をご覧ください。

携行品の補償

TAタイプ／旧ZTAタイプ

お子さまの携行品に損害が生じた場合（免責金額：5,000円）

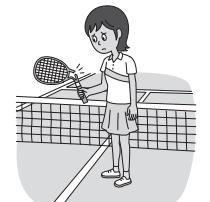
国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。（学校から型式の指定を受けて購入したタブレット端末＊1も補償の対象となります。）

*1 授業や自宅学習に使用することを目的として、学校からメーカー・機能等、一部の指定を受けて購入したタブレット端末も含みます。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末（学校指定のタブレット端末は含みません。）、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器（じゅうぎ）等は、補償の対象となりません。

※保険の対象の置き忘れまたは紛失＊2に起因する損害は、補償の対象となりません。

＊2 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。



部活動中にテニスラケットをぶつけて壊してしまった。

特約補償（ケガの補償の特約）

●細菌性食中毒等補償

細菌性食中毒等によるお子さまの死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。細菌性食中毒等とは、ボツリヌス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌、黄色ブドウ球菌等による細菌性食中毒およびノロウイルス等によるウイルス性食中毒をいいます。

●特定感染症補償 TA・SS・Aタイプ／旧S・B・ZTA・Z1・Z2タイプ

特定感染症＊1(O-157等)による、後遺障害、入院、通院を補償します。（死亡保険金・手術保険金はお支払の対象となりません）

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

●地震補償 TA・SSタイプ／旧S・B・ZTA・Z1タイプ

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ＊2によるお子さまの死亡、後遺障害、入院、手術、通院保険金を補償します。

*2 熱中症はケガの補償に含まれます。

インターネットでお申込み

インターネットから1回の手続きにつき、お子さま1名ずつのお申込みとなります。



<http://ezoo.jp/ds4/A0048872604>

2月28日まではこちらから



<http://ezoo.jp/ds4/A00488726042510>

3月1日以降はこちらから

保険開始日は4月1日以降、ご希望の日を選択できます。(3か月先まで選択可)
※すでにご加入されている方やご家族間での重複申込みには十分ご注意ください。

お手続き方法はP.6-7をご確認ください。

保険料は40%※割引

充実の補償!

バランスの取れた
補償!

疾病による入院
まで基本の補償!

必要最低限の
補償!

おすすめ

全国国立大学附属学校園に在籍のお子さま		プレミアム TAタイプ	スタンダード SSタイプ	ライト Aタイプ	ミニマム Cタイプ
公私立に通われているごきょうだい		TA1タイプ	SS1タイプ	A1タイプ	C1タイプ
年間保険料(1名あたり) ⇒ ※割引適用後の保険料です		31,890円	29,890円	17,320円	8,390円
個人賠償責任補償	個人賠償責任 1事故・限度額 免責金額(自己負担額)0円※注1	国内 3億円 国外 1億円	国内 3億円 国外 1億円	国内 3億円 国外 1億円	国内 3億円 国外 1億円
ケガの補償 (熱中症も対象)	入院保険金日額 (180日限度)	6,000円	6,000円	5,000円	2,500円
	手術保険金※注2 上記入院保険金日額の	入院中以外(外来): 5倍 入院中: 10倍	入院中以外(外来): 5倍 入院中: 10倍	入院中以外(外来): 5倍 入院中: 10倍	入院中以外(外来): 5倍 入院中: 10倍
	通院保険金日額 (90日限度)	4,500円	4,500円	3,000円	2,000円
	死亡・後遺障害保険金額	417万円	417万円	187万円	89万円
病気の補償 * 1	①入院医療保険金日額 (60日限度)	5,000円	5,000円	5,000円	—
	②手術医療保険金 右記金額の1倍(入院中の手術、放射線治療)または0.5倍(入院中以外の手術)※注3	50,000円	50,000円	50,000円	—
育英費用	育英費用保険金額	500万円	500万円	—	—
弁護士費用等 (人格権侵害等)	法律相談費用・弁護士費用 (着手金・報酬金等) 1事故・限度額	300万円	300万円	—	—
トラブル対策費用	トラブル対策費用 1事故・限度額	20万円	20万円	—	—
携行品の補償	携行品補償金額 免責金額(自己負担額) 5,000円	10万円	—	—	—
特約補償 (ケガの補償の特約)	細菌性食中毒等補償	○	○	○	○
	特定感染症補償 O-157など	○	○	○	—
	傷害地震補償 (天災危険補償特約(傷害用))	○	○	—	—

※団体割引: 30%、損害率による割引5%、大口団体契約割引10%を適用。保険期間1年間

- この保険契約に適用される過去の損害率による割引率は一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会における実績損害率に基づいて算出されております。
- 傷害補償基本特約にのみ大口団体契約割引は適用できます。
- 天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。
- ご加入いただけるタイプは各タイプとも1名様当たり1口のみとなります。
- 保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)、トラブル対策費用がセットされたタイプに変更することはできません。
- 記載の保険料は1名分です。ごきょうだいの加入により複数名ご加入いただく場合は、人數分の保険料が必要です。

- 公私立に通われているごきょうだいの加入についてのご注意
全国国立大学附属学校園に通われているお子さまのご加入が必須となります。
公私立に通われているごきょうだいで、上記ごきょうだい向けプランにご加入の方が期中で国立大学附属学校園に転校される場合は、必ず代理店へご連絡ください。
- ※注1 情報機器等に記録された情報の損壊については、500万円を支払限度とします。
- ※注2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- ※注3 お支払いの対象外の手術や放射線治療、お支払回数等については、後記「補償の内容」をご確認ください。
- * 1 保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)が満2歳以上である場合に加入できます。

進学にともなってご加入いただく方は、上記タイプからご選択ください。(記載のないタイプは新規での受付を終了しておりますので、あらかじめご了承ください。)

保険金のお支払い事例

学校で…

校庭で友達と遊んでいたところ、遊具にぶつかって転倒し、左ひざのじん帯を損傷した。

入院・通院保険金

支払額

174,000円

(入院2週間、通院15日)

学校指定で購入をしたタブレット端末を机から落としてしまい、液晶画面が割れてしまった。

携行品保険金

支払額

75,000円

(時価額限度に修理費用から免責金額5,000円を引いてお支払い)

休み時間中に友人と廊下で遊んでいたところ、歩行中の学生にぶつかりケガをさせてしまった。

個人賠償責任保険金

支払額

110,000円

学校で過ごす際、ケガだけでなく、自分のものを壊してしまうリスク、誰かに迷惑をかけてしまうリスクがあります。

部活動中に…

サッカーの試合中に転倒して左腕を骨折した。

手術保険金、入院保険金、通院保険金

支払額

276,000円

(入院中の手術、入院3日、通院・ギブス固定合計44日)

部活動での運動を中心としたケガのリスクがあります。

自転車で…

示談交渉付

自転車で歩道を走行した際、歩行者と接触し怪我をさせてしまった。

個人賠償責任保険金

支払額

3,894,200円

通学だけでなく、友人との交流や学校外教育活動などにより活動範囲が広がるため、誰かに迷惑をかけてしまうリスクが高まります。

学校でのいじめ…

学校でいじめを受けて不登校になり、臨床心理士によるカウンセリングに通った。

トラブル対策費用

支払額

200,000円

学校で嫌がらせ被害にあったとして弁護士に法律相談をした。

弁護士費用

支払額

520,000円

学校でのいじめ、SNS上でのいじめにお子さまが巻き込まれる可能性があります。

※上記は東京海上日動が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

※事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに裏表紙記載のフリーダイヤルもしくは事故受付QRコードにてご連絡ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

お手続き方法

P.4のQRコードからお手続きサイトへアクセスしてください。こちらは新規加入（進学の方含む）のお手続き方法となります。

※画像はイメージです。実際のお手続き画面とは異なる場合がございます。

ご注意 自動更新の方はご自宅に届く封書もしくは登録メールアドレスに届くメールをご確認のうえ、変更を希望される場合はお手続きください。

①【お手続きはこちらから】を押し、必要項目を入力する。



②ご加入者（保護者）、被保険者（学生）の情報を入力する。

A step-by-step form for entering guardian information. It includes fields for name, gender, date of birth, and occupation. A callout highlights the '親子の場合' (Parent-Child case) where the guardian's name is listed as '子' (Child).

③【加入を検討する】を押し、ご希望タイプを選択後【確定する】を押す。選択タイプを確認のうえ、【補償を確定し次へ進む】を押す。

A screen showing insurance plan selection. It lists 'TA TA A' plans with premiums of 36,000, 36,000, and 28,000 yen respectively. A circled button labeled '加入を検討する' (Review joining) is shown. Below, a summary table shows '平成30年5月1日 / 女性' (May 1, Heisei 30, Female) and a total premium of 38,090 yen.

※3月1日以降のQRコードからアクセスの場合、加入開始日をご選択いただけます。

被保険者のご職業は幼稚園の場合は【学生】をご選択ください。

④ご加入者（保護者）の情報をご入力後所属検索の【検索】を選択。

A detailed screenshot of the guardian information entry form. It shows fields for name, gender, date of birth, and address. A circled '検索' (Search) button is highlighted.

キーワード入力欄に附属生が通う
【学校名の漢字の一部】
を入力し、検索。

附属生が通う学校を選択し、【確定】する。

学校名の選択誤りにご注意ください。
附属校以外の学校に通うきょうだいの申込手続時も
「附属生が通う学校」をご選択ください。

⑤附属校以外に通うきょうだいの申込時の団体使用欄に【附属生の氏名フルネーム（カナ）】を入力する。

A screenshot of the form for entering information about a dependent student. It shows a field for 'カナ' (Kana name) which is circled. A note below says '例) 東海三郎君の手続き時 附属生: 東海次郎 きょうだい: 東海三郎'.

団体使用欄: トウカイ ジロウ

ご入力漏れがないように
ご注意ください。

⑥2026年4月時点の附属生の【卒業予定年】を入力する。

■附属生が幼稚園、小中高等学校に通う場合

学校	新学年	卒業年	学校	新学年	卒業年
幼稚園	3歳児	令和11年	中学校	1年生	令和11年
	4歳児	令和10年		2年生	令和10年
	5歳児	令和 9年		3年生	令和 9年
小学校	1年生	令和14年	高等学校	1年生	令和11年
	2年生	令和13年		2年生	令和10年
	3年生	令和12年		3年生	令和 9年
	4年生	令和11年			
	5年生	令和10年			
	6年生	令和 9年			

※義務教育学校、中等教育学校等に通う場合は、後期課程の修了年を入力ください。

⚠️ 附属校以外の学校に通うきょうだい本人の申し込み手続き時も「附属生の卒業予定年」を選択ください。きょうだいの卒業予定年ではございません。

⑦各項目を入力後、【次へ進む】を押す。

A screenshot of the guardian information entry form. It shows a section for '被保険者の扶養者' (Guardian in charge of the insured). A circled '扶養者' (Guardian) dropdown menu is shown, with '父母' (Parents) selected. A note below says 'お名前(カナ)や住所が加入者と異なる場合はチェックして入力ください。' (Check if the name and address differ from the applicant).A screenshot of the guardian information entry form. It shows a section for '被保険者の扶養者' (Guardian in charge of the insured). A circled '扶養者' (Guardian) dropdown menu is shown, with '父母' (Parents) selected. A note below says 'お名前(カナ)や住所が加入者と異なる場合はチェックして入力ください。' (Check if the name and address differ from the applicant). A circled '次へ進む' (Next) button is shown at the bottom.

⚠️ 入力時のご注意点

【学校の種類】

義務教育学校、中等教育学校等に通う場合は4月時点の学年で小学校、中学校、高校に置き換えていざれかを選択ください。

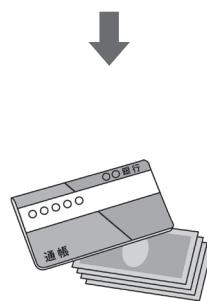
※きょうだいが加入する場合はきょうだい本人の通う学校種類を選択ください。

【ほかの保険契約等】ありの場合他の保険契約の以下項目を追加で入力ください。

- ・保険会社、共済会社名
- ・保険種類
- ・満期日
- ・保険金額、支払限度額

⑧ご契約内容を確認して【内容を確定する】を押す。

⑨【重要事項説明書をダウンロードする】を押し、内容確認後、【加入する】を押す。



口座登録



加入手続き完了後は受付完了メールが届きます。

ご加入手続きは以上で完了となります、保険料のお支払方法は口座振替となりますので、引き続き**保険料引落口座の登録が必要**となります。

「保険料口座登録のお願い」画面の【次へ進む】を押して、口座登録をお願いします。



Web口振2つのメリット

メリット1 エラーレス

- その場で登録が完了し、**口座届出印相違・印影不鮮明等の不備による再登録が不要**になります。

※紙の口座振替依頼書では、口座届出印相違等の理由により金融機関での口座確認ができず、後日再度お手続きいただくケースがあります。

メリット2 印鑑レス

- 口座届出印の捺印が不要**になります。
- 金融機関サイト上の本人確認のみで口座登録が可能**です。



安心のセキュリティ対策

- NTTData社のセキュリティ対策および各金融機関でのセキュリティ対策が施されておりますので、ご安心ください！
- 金融機関のサイトに飛んだ後は、各金融機関ごと個別の本人認証が実施されており、セキュリティが担保されています。

よくあるご質問



Q

インターネットバンキングは持っていないからWeb口座登録は出来ないんじゃ…



A

ご利用可能です！銀行（地方／ゆうちょ／ネット専）・信用金庫などすでにお持ちの口座を登録できます

以上でご加入手続きは完了となります。ご自宅に届いた加入者票は必ずお手元にて保管ください。

お申込み方法

新規にご加入の方、進学の方
(インターネットでの手続き)

インターネットでの手続きとなります。保険契約のお申込み後、口座登録をお願いいたします。
お手続き方法は、P.6-7をご参照ください。
翌年度以降は、更新のご案内を今回ご登録のメールアドレスへ発信いたしますので、必ずご確認ください。

締切日：2026年3月31日（火）

現在ご加入の方

加入依頼書、インターネット手続きともに原則、卒業まで自動更新となりますのでお手続き不要です。

①ご卒業後国立大学の附属学校に進学される場合

上記「新規にご加入の方、進学の方（インターネットでの手続き）」のお手続きをお願いします。

②ご加入内容に変更がある場合

〈加入依頼書が届いている方〉

変更および更新停止をご希望の場合は、別紙記入例を参考にご記入の上、期日までにご返送ください。

〈インターネットで加入した方〉

登録のメールアドレス宛にご案内が届きます。URLからログインをいただき、変更・更新停止のお手続きをお願いします。

締切日：2026年2月27日（金）

保険期間

2026年4月1日午後4時より
2027年4月1日午後4時まで

保険料の引落し

2026年6月29日（月）

通帳には「MBS. カンガルー ホケン」と記帳されます。

保険料は設定いただいた口座より自動引落となります。

※残高不足による振替不能とならないよう、メインバンクをご登録ください。

※中途加入の場合は補償開始日の翌々月27日となります。（土日祝の場合は翌営業日）

加入者票の発送

加入者票は3月下旬より順次発送予定となります。

保護者の方宛にお届けいたします。加入者票到着までは、加入依頼書のお客様控または加入手続き完了後の受付完了メールがご加入の証となりますので、このパンフレットとあわせて大切に保管してください。なお、加入者票到着以前でも補償開始日より補償は開始されておりますので、ご安心ください。

※お名前などの漢字表記については
旧字体で表示できない漢字を新字体やカタカナで表示させていただきます。（旧字体で表示できない漢字の例：凜、瀬など）

※加入者票が複数届いた場合は重複契約の可能性がございますので、必ず代理店へご連絡ください。

控除証明書の発送

(TA・SS・Aタイプ／旧S・ZTA・Z1・Z2タイプご加入の方のみ対象)

生命保険料控除に係る制度改正について：2010年税制改正により、2012年1月1日始期以降の団体総合生活保険については、入院・手術医療保険金支払特約に係る保険料が生命保険料控除*（介護医療用）の対象となりました。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレット裏面記載のお問い合わせ先までご連絡ください。（2026年10月頃より受付開始）

*生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

補償内容に関するQ&A

Q. 育英費用における「扶養者」とは誰を指しますか？（※TA・SSタイプ／旧ZTA・Z1・Z2タイプをお申込みの場合）

A. 原則として、ご加入いただくお子さまの親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、お子さまの生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、お子さまの生計を主に支えている人のことを指します。

Q. 両親が共働きをしている場合、育

英費用における扶養者はどうなりますか？（※TA・SSタイプ／旧ZTA・Z1・Z2タイプをお申込みの場合）

A. お子さまについて税法上の扶養控除の適用を受けている方、または保険期間中に見込まれる所得が多い方を扶養者として設定いただきます。

例：2025年4月1日～2026年3月31日

見込収入

父：650万円 母：500万円

→この場合、父を扶養者に設定いただきます。

※本ケースにおいて、扶養控除を母が受けている場合は、父でも母でも扶養者に設定できます。

Q. 扶養者がガンで亡くなった場合も育英費用は補償されますか？（※TA・SSタイプ／旧ZTA・Z1・Z2タイプをお申込みの場合）

A. 育英費用は傷害を被り、事故の発生日から180日以内に死亡、または重度後遺障害が生じた場合のみ補償となりますので、病気は対象外となります。

Q. 特定感染症補償で補償の対象となる特定感染症とは何ですか？

A. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年9月現在、以下が対象とされています。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群

*1、中東呼吸器症候群*2、鳥インフルエンザ*3、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス

*1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。

*2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。

*3 病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限ります。

幼児・児童・生徒総合補償制度（カンガルー保険）の補償内容

■保険の対象となる方（被保険者）の範囲

	こども傷害補償、携行品、トラブル対策費用	個人賠償責任＊2	弁護士費用等
	本人型		
ご本人＊1	○	○	○
ご本人＊1の配偶者	—	○	○
ご本人＊1またはその配偶者の同居のご親族	—	○＊3	○
ご本人＊1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○＊4	○

※保険の対象となる方の統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人＊1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人＊1に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任について、ご本人＊1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*3 個人賠償責任については、ご本人＊1の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含みます。

*4 個人賠償責任については、ご本人＊1の親権者の別居の未婚のお子様も保険の対象となる方に含みます。

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。①婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます）。②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。）

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません）。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく保険に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

【傷害補償（こども傷害補償）】

保険の対象となる方がケガ＊1＊2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒＊3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 ＊1にかかわらず、傷害補償（こども傷害補償）におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
死保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ（ただし、TA・SSタイプ／旧S・B・ZTA・Z1タイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。） ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。</p>	
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。＊3</p> <p>* 1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>* 2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>* 3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位＊1にギブス等＊2を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>* 1 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位をいいます。 ①長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ②長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。） ③肋骨または胸骨（体幹部を固定した場合に限ります。） ④頸骨または頸関節（線副子等で上下顎を1つに固定した場合に限ります。）</p> <p>* 2 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帶、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ（ただし、TA・SSタイプ／旧S・B・ZTA・Z1タイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。） ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

<その他の主な特約とその概要>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。</p> <p>※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症* 1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新の場合を除きます。） <p style="text-align: right;">等</p> <p>* 1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。</p>
育英費用補償特約	<p>扶養者* 1がケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 * 1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分） ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p style="text-align: right;">等</p>
入院医療保険金	<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院* 1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院* 1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院* 2について、60日を限度とします。</p> <p>※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害* 3に対しては保険金をお支払できません。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 * 1 介護医療院における入院を除きます。 * 2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 * 3 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となつた事故を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気* 1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気* 2 <p style="text-align: right;">等</p>
入院・手術医療保険金支払特約	<p>保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術* 1または放射線治療* 2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院* 3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 ・入院* 3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 </p> <p>※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害* 4に対しては保険金をお支払できません。 * 1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして* 5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 * 2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 * 3 介護医療院における入院を除きます。 * 4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となつた事故を含みます。 * 5 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。 ・* 2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。
手術医療保険金		

【賠償責任・携行品に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等＊1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）＊2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額＊3を限度に保険金をお支払いします。 <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 * 2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 * 3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターナシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物＊2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失＊4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等 <p>* 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 * 2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の勤産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 * 3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 * 4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 * 5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>
携行品特約+携行品特約の一部変更に関する特約 +保険の対象または受託品の範囲変更特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末（学校指定のタブレット端末は含みません。）、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失＊1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 <p>* 1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【弁護士費用等（人格権侵害等）】

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢＊1・ストーカー行為・いじめ＊2・嫌がらせ＊3等により精神的苦痛を被った場合＊4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- ＊1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- ＊2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。
- ＊3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- ＊4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人＊1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害＊2または財物の損壊等＊3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた＊4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■痴漢、ストーカー行為、いじめ＊5または嫌がらせを受けた＊6ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶ 1つの原因事故＊6について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします＊7。</p> <p>※弁護士等＊8への委任や弁護士等＊9への法律相談および弁護士等＊9への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者＊10、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 * 2 病気またはケガをいいます。 * 3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 * 4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 * 5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。 * 6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 * 7 弁護士等＊8への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 * 8 弁護士または司法書士をいいます。 * 9 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 * 10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります）。 ①婚姻意思＊11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること * 11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為＊2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等＊4 ・労働災害により生じた身体の障害＊3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害＊3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害＊3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者＊5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害＊3または財物の損壊等＊4 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者＊1、父母もしくはお子様が賠償義務者＊5である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故＊6 等 <p>* 1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります）。 ①婚姻意思＊7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること * 2 保険金のお支払対象となる原因事故＊6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることができます。 * 3 病気またはケガをいいます。 * 4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 * 5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 * 6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 * 7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

[トラブル対策費用]

国内において、急激かつ偶然な外來の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ＊1・嫌がらせ＊2等により精神的苦痛を被った場合＊3に、防犯対策グッズの購入、転校やカウンセリング＊4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

* 1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。

* 2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

* 3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

* 4 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限ります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
トラブル対策費用補償特約	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人＊1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外來の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害＊2または財物の損壊等＊3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名譽、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた＊4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ＊5または嫌がらせを受けた＊4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合</p> <p>▶ 1つの原因事故＊6について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者＊7、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>* 2 病気またはケガをいいます。</p> <p>* 3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>* 4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。</p> <p>* 5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。</p> <p>* 6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>* 7 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思＊8を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>* 8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者＊1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為＊2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等＊4 ・労働災害により生じた身体の障害＊3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害＊3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害＊3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害＊3、財物の損壊等＊4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者＊5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害＊3または財物の損壊等＊4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者＊1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故＊6である場合 <p>等</p> <p>* 1 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思＊7を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>* 2 保険金のお支払対象となる原因事故＊6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることができます。</p> <p>* 3 病気またはケガをいいます。</p> <p>* 4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>* 5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>* 6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>* 7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

団体総合生活保険の

2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

1 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償、改定項目、概要		
① こども傷害補償	② 賠償・財産・費用に関する補償	

変更する補償	改定項目	概要
①	②	
○	参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○	職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
○	「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
○	「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 (対象特約) 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）、トラブル対策費用補償特約

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

*2 確かなお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件をご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談

: 午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「パリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件をご利用いただける事業者をご紹介します。*3

*3 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間 :

法律相談
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

税務相談
午後 2時～午後4時

社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時

暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グレーメンジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

*職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

*いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス :

午前10時～午後6時

0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス :

午前7時30分～午前9時30分／

午後5時～午後10時

0120-106-670

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

*弁護士とのスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行ふものではありません。

*いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行ふものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

●保険金のご請求は●

【保険金請求先】

ネットで



- ①東京海上日動マイページアプリからご報告ください。
- ②左記QRを読み取りの上、必要事項を入力ください。

※証券番号不明時には、ご連絡事項等欄に「カンガルー保険」と入力ください。

ケガの補償、病気の補償は、加入者票のQRコードからも事故報告ができます！
<https://tokiomarine-fire.vmenu.jp/>

お電話で

事故受付専用フリーダイヤル（24時間受付）

0120-720-110 (事故受付センター(東京海上日動安心110番))

【事故発生からお支払いまでの流れ】

事故受付QRコード



事故のご連絡

お電話で
ネットで

初期対応

補償のご案内
保険金に必要な書類
のご送付

保険金請求書類受領
治療状況等の確認

保険金のお支払い

※上記はあくまでも一般的なパターンであり、事故の形態・状況、ご契約内容により異なることがありますので、事故が発生した場合には必ず保険会社までご相談ください。

①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに上記いずれかの方法にてご連絡ください。

②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

③ケガや病気を被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

●加入者票について●

補償開始日の1ヶ月後を目安にお届けいたします。なお、加入者票到着前でも補償開始日より補償は開始されます。

詳細は、P.8加入者票の発送をご覧ください。

●重要事項説明書について●

重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

①取扱代理店：海上商事株式会社ホームページ (<https://kaijoshoji.co.jp/group-insurance/kangaroo/>)

⇒団体向け保険>カンガルー保険に掲載

②右記のQRコードからアクセス

③書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店：海上商事株式会社にご連絡ください。

（「重要事項説明書」は、印刷・保管されることをおすすめします。）

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



この保険は、一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会が有します。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お問合せ先

【取扱代理店】

海上商事株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-15
新宿東京海上日動ビルディング

カンガルー保険専用フリーダイヤル

TEL/0120-745-748

平日9:30～17:30

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)公務第二部文教公務室
東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10F TEL/03-3515-4133

平日9:00～17:00